

令和5年10月16日

電気用品安全法の遵守に係る嚴重注意を行いました (無償交換への呼びかけ)

四国経済産業局は、株式会社シマノが電動リール用バッテリー（「リチウムイオン蓄電池（型式：電力丸10Ah）」）を製造委託した株式会社エム・コット（法人番号5500001006536、以下「同社」という。）に対し、電気用品安全法で定める技術基準適合義務（同法第8条第1項）に違反していたため、令和5年10月13日付けで、同社に対し同法の遵守に係る嚴重注意を行い、改善措置と再発防止の徹底を指導しました。

また、当該商品の使用者に対しては、販売元である株式会社シマノが実施している無償交換に応じていただくよう呼びかけるものです。

1. 経緯及び措置の内容

同社が製造したリチウムイオン蓄電池（型式：電力丸10Ah）について、令和4年7月に販売店において破裂音がして発煙する事案が発生したことが発端となり、販売元の株式会社シマノが調査を行った結果、電気用品安全法に基づく技術基準で要求されている過充電の保護機能が十分備えられておらず、長時間の充電により過充電となった場合には、火災の発生につながるおそれがあることが判明いたしました。

当局としては、消費者に危害を及ぼすおそれがあり、かつ、同法で定める技術基準適合義務（同法第8条第1項）に違反していることから、令和5年10月13日付けで、同社に対し、四国経済産業局長名で嚴重注意を行い、改善措置と再発防止の徹底を指導しました。

他方、同社及び販売元である株式会社シマノのホームページ上では、当該製品に対し、株式会社シマノが無償交換を実施する旨、周知しています。

なお、本件、技術基準違反は、今回の発煙する事案が発生したことを発端に、株式会社シマノが原因を調査する過程で判明した事実であり、発煙する事案と技術基準違反との因果関係は明確になっておりません。

また、既販売製品においては、現時点で技術基準違反に起因する火災等の事故の報告はありません。

2. リコール対象品

製品名：「リチウムイオン蓄電池」（型式：電力丸10Ah）

販売期間：平成23年11月～平成25年12月

販売台数：3,500台

販売方法：店舗及びインターネット等による販売

3. 回収等に関する問合せ先

事業者名：株式会社シマノ（販売元）

住 所：大阪府堺市堺区老松町3丁77番地

電 話：0120-070-505

受付時間：9:00～17:00

（令和5年11月5日までは毎日、令和5年11月6日以降は
土・日・祝・株式会社シマノ休業日を除き毎日）

U R L：<https://fish.shimano.com/ja-JP/news/news-listing/important-notice/2023/recall-notice-denryokumaru.html>



4. 消費者の皆様への注意喚起

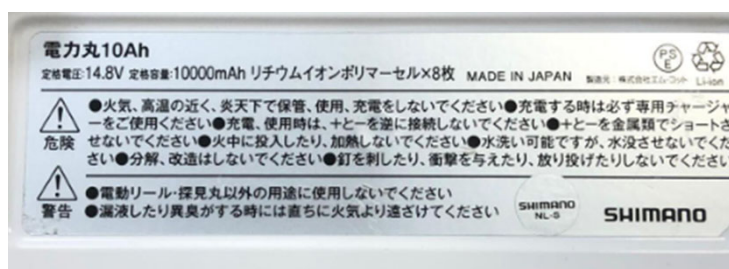
株式会社シマノは、上記3. のとおり、電動リール用バッテリーとして販売していたリチウムイオン蓄電池（型式：電力丸10Ah）の無償交換を実施しています。

当該商品をお持ちの方は、安全確保のためバッテリーの充電及び使用を中止し、速やかに上記の問合せ先へ御連絡ください。

リチウムイオン蓄電池
（対象製品）



品番・品名の表示（本体の裏面）



（本発表資料のお問い合わせ先）

四国経済産業局産業部商務・流通産業課

製品安全室 参事官 大西

担当者：松本、萩原

電 話：087-811-8526（直通）

U R L：<https://www.shikoku.meti.go.jp/>

本発表資料以外のお問い合わせは総務課広報担当（087-811-8505）にお願いします。